

【 検査 】

89 心不全又は心不全の疑い以外の傷病名に対するBNPの算定について

《令和6年3月29日》

○ 取扱い

心不全又は心不全の疑い以外の傷病名に対するD008「20」脳性Na利尿ペプチド（BNP）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

脳性Na利尿ペプチド（BNP）については、厚生労働省通知[※]に、「心不全の診断又は病態把握のために実施した場合に月1回に限り算定する。」と示されていることから、心不全又は心不全の疑い以外に対する算定は、原則として認められないと判断した。ただし、心臓性浮腫等があり、心不全と同様の病態であることが傷病名や症状詳記等から明らかに判断できる場合は認められると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について